



資料編



1. 計画策定経過

年月日	内 容
平成25年 11月29日～ 12月13日	子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童、小学生）の実施
平成26年 2月4日	平成25年度 第1回保健福祉審議会 本会 ・諮問（子ども・子育て支援事業計画の策定について） ・計画策定の概要について ・子ども・子育て部会の設置について
3月29日	平成25年度 第1回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・子ども・子育て支援新制度と計画策定について ・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・需要量見込みについて
5月12日	平成26年度 第1回保健福祉審議会 本会 ・計画の概要及び策定スケジュールについて
6月1日	平成26年度 第1回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・子ども・子育て支援事業計画策定について ・需要量見込みについて
7月1日	子育て座談会（就学前の子どもを持つ母親）の実施
7月2日	子育て座談会（就学前の子どもを持つ母親）の実施
7月13日	意見交換会（小学生の子どもを持つ母親など）の実施
7月14日	意見交換会（幼稚園児の子どもを持つ母親など）の実施
7月26日	平成26年度 第2回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて ・教育・保育提供区域の設定について
9月28日	平成26年度 第3回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・「量の見込み」に対する「確保方策」について ・現行計画「四街道こどもプラン（後期計画）」の進捗状況について ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画の施策体系骨子案について ・子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例案について
11月3日	平成26年度 第4回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
12月14日	平成26年度 第5回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画案について
12月22日～ 平成27年 1月20日	・パブリックコメントの実施 （仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画案について
2月1日	平成26年度 第6回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画案について
2月16日	平成26年度 第2回保健福祉会議 本会 ・答申（子ども・子育て支援事業計画の策定について）

2. 計画策定体制

(1) 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) 保健関係者 2人以内
 - (3) 福祉関係者 4人以内
 - (4) 医療関係者 3人以内
 - (5) 市民代表 3人以内
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 1 会長は、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 1 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 1 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 1 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。
- 3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 委員名簿

四街道市保健福祉審議会

順不同・敬称略

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	
	大淵 義明	
	江口 勝善	
保健関係	金子 恵子	
	有川 良子	
福祉関係	岡田はる美	
	秋山 峰子	
	原 多喜夫	副会長
	中村 修治	
医療関係	柴 忠明	会長
	中島 二郎	
	島 万里子	
市民代表	栗原 直也	
	伊佐 勉	
	飛田 周彬	

四街道市保健福祉審議会 子ども・子育て部会

順不同・敬称略

選出区分	氏名	備考
学識経験	江口 勝善	部会長
保健関係	有川 良子	
学識経験	岡田はる美	
福祉関係	中村 修治	副部会長
市民代表	飛田 周彬	
臨時委員	松戸 智宏	
	高倉 幸世	
	神保 友紀	
	山田 真琴	

(3) 四街道市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 四街道市子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を策定するため、四街道市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他、策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、健康こども部長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局を健康こども部こども保育課に置き、庶務を担当するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月25日から施行する。

別 表

健康こども部長
 経営企画部次長（政策調整担当）
 総務部次長（政策調整担当）
 福祉サービス部次長（政策調整担当）
 健康こども部次長（政策調整担当）
 環境経済部次長（政策調整担当）
 都市部次長（政策調整担当）
 教育部次長（政策調整担当）

3. 用語解説

あ行

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業であり、主に、「幼稚園等における在園児の預かり保育※¹」、「保育所等の一時保育※²」及び「ファミリー・サポート・センターにおける未就学児の預かり」をいう。

※1「幼稚園等における在園児の預かり保育」

幼稚園等（認定こども園については1号認定）の在園児の希望者を対象とし、通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間において行う一時預かり。

市では、市内全幼稚園及び認定こども園において実施している。

※2「保育所等の一時保育」

保護者などのパート就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の負担を軽減するなどのために、主として昼間において、保育所等で行う一時預かり。

延長保育事業

保育標準時間認定においては11時間、保育短時間認定においては8時間を超える保育ニーズに対応したサービス。

市では、保育標準時間は7時から18時まで、保育短時間は8時30分から16時30分までとしている。

か行

家庭的保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

健康安心ダイヤル24

市が独自に実施している24時間年中無休で子育てや健康・医療に関する相談、医療機関の情報提供などを電話で行う事業。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。

子育て応援サイト

自治体ウェブサイトの子育てサービスの概要を簡単に検索できる、子育てを応援する行政サービスガイド。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「子ども・子育て関連3法」）に基づき、子ども・子育て支援の質と量の確保のため、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とし、地域における子ども・子育て支援の充実を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

こども手帳

予防接種の内容や予診票、乳幼児相談・健康診査の概要や問診票、子育てのヒントなどをまとめた冊子。出生届提出の際に、保健センターで対象の方に配布している。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の育成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」に基づき、法律の期限が平成37年3月31日まで10年間延長されている。

シティセールス

都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることをめざす取り組み。

小規模保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

スポーツリーダーバンク

スポーツ指導者の登録活用制度で、ニーズに応じた指導者を紹介する仕組み。

総合型地域スポーツクラブ

生涯スポーツ社会の実現や地域コミュニティの再構築のため、地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人が参加できる総合的なスポーツクラブ。

た行

地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤立感・不安感の増大などに対応するため、地域の身近な場所において、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として常設している。市では、保育所に併設している「子育て支援センター」や、公共施設を利用して行う「つどいの広場」がある。

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認可保育所、認定こども園及び幼稚園）。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村が地域型給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）。

な行

乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行う事業。

認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがある。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた妊婦 B 型肝炎母子感染防止のための血液検査、妊婦超音波検査などの医学的検査を実施する。

は行

病後児保育

病気の回復期にある子どもが集団保育の困難な期間、保育所・医療機関などに併設された専用スペース等において行う保育サービス。

市では、保育所等を利用している病気回復期の乳幼児を対象とした病後児保育を中央保育所で実施している。

病児保育

病気にかかった子どもが集団保育の困難な期間、医療機関等に併設された専用スペース等において行う保育サービス。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、小学生までの子どもを預かる相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。

市ではファミリー・サポート・センター事業として、「保育所・幼稚園までの送迎」「美容院、買い物などの外出やリフレッシュの際の子どもの預かり」「保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かり」などの理由による活動がある。

放課後児童健全育成事業

保護者が仕事や看護などのために昼間家庭で保育できない小学生を対象に、放課後や学校休業日（夏季等における長期休業期間を含む）に遊びや生活の場を提供する事業。

市では、全小学校敷地内に、6年生までの全学年を対象とした「こどもルーム」を設置している。

放課後子ども教室

放課後や学校休業日における子どもたちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、公共施設等を開放し、地域住民などの協力によってスポーツや文化活動ができるようになる取り組み。

ら行

利用者支援事業

子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して円滑に利用できるよう相談窓口を設置し、情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働くすべての人々が、「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方や生き方を選択できるようにすること。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれている。

四街道市こどもプラン
～子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

発 行 四街道市
編 集 四街道市 健康こども部 こども保育課
〒 284-8555 四街道市鹿渡無番地
電話 043-421-2238
FAX 043-424-2011

